

税の申告

問 税務課（田沢湖庁舎）

☎ 43-1117

市県民税の申告は **3月15日（金）** までです
忘れずに申告しましょう

平成 25 年 1 月 1 日現在、仙北市にお住まいの方は、仙北市に前年（平成 24 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで）の収入状況を申告しなければなりません。申告書用紙は 1 月下旬から税務課、各地域センター・出張所の窓口に備えていますので、3 月 15 日（金）までに申告してください。

なお、2 月 5 日（火）から 3 月 15 日（金）まで次のとおり申告相談日を設けますので、ご利用ください。

■申告が必要な方

給与や年金のほかに、農業や事業を営んでいる方や、家賃・地代・小作料・受取保険金・譲渡所得（土地、建物を売った方）などの収入がある方は申告しなければなりません。

収入が全くない場合でも、18 歳以上の方は収入がない旨の申告が必要です。

申告をしないと、所得等各種証明書が発行されない場合や、国民健康保険税の軽減制度が適用されない場合もありますので、必ず期限内に申告をお願いします。

■申告する必要のない方

- ① 通年して 1 カ所の事業所からの給与収入のみの方で、年末調整が済んでいる方
※年末調整で控除することができない医療費控除等を受けようとする方は申告してください。
- ② 所得税の確定申告書を税務署に提出された方

■申告相談に持参するもの

- ① 印鑑
- ② 所得の証明となるもの（給与・年金所得の源泉徴収票など）
- ③ 控除の証明となる領収書や支払証明書（厚生労働大臣等から送付される年金の支払証明書、生命・地震保険などの支払証明書、医療費や介護料の領収書など） ※医療費の領収書は事前に合計を計算してください。
- ④ 口座番号の控え（本人のもの）
- ⑤ 障害者手帳（交付されている方のみ）
- ⑥ 医師等が発行する証明書（おむつを使う必要がある方）
- ⑦ 福祉事務所で発行する認定書（寝たきり等による介護を要する方）

▶ 所得税の還付を受ける場合、『源泉徴収票』と各種領収書等の添付が義務付けられています。無い場合には還付が受けられませんので、必ず事業所等から交付を受けてから申告相談に来てください。

▶ 申告書用紙の送付について

申告書用紙の事前送付はしません。

用紙は各庁舎の窓口に備えてあります。

▶ 営業や農業所得などで青色申告をしている方については、申告相談できませんので、直接税務署に申告してください。

■寝たきりの方のおむつ代が医療費控除の対象になります

傷病によりおおむね6カ月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代は、申告することにより医療費控除の対象となります。

初めて医療費控除を受ける場合は、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですので、かかりつけの医療機関へ依頼してください。おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降

の場合で、介護保険法の要介護認定を受けている方は、大曲仙北広域市町村圏組合管理者が発行する証明書を「おむつ使用証明書」に代えることができますので、必要な場合は次の場所で申請してください。

なお、どちらの様式も長寿支援課または各地域センター、出張所に備えてあります。

● 証明書申請場所／長寿支援課または各地域センター、出張所

● 問合せ／長寿支援課（西木庁舎） ☎ 43-2281

■障がい者に準ずると認められる方または寝たきりと認められる方は障害者控除を受けることができます

年齢が満65歳以上で障がい者に準ずると認められる方または引き続き6カ月以上にわたって身体の障がいにより寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とする方は、福祉事務所長の認定を受け、申告する際に認定書を提出することに

より障害者控除を受けることができますので、必要な場合は次の場所で申請してください。

● 申請場所／長寿支援課または各地域センター、出張所

● 問合せ／長寿支援課（西木庁舎） ☎ 43-2281

平成25年度 市県民税申告相談日程表

相談日	受付時間	対象地区	会場
2月 5日 (火)	9:00～11:30 13:00～16:00	田沢地区全域	田沢交流センター
2月 6日 (水)	9:00～11:30		
2月 7日 (木)	9:00～11:30 13:00～16:00	生保内地区全域	田沢湖総合開発センター
2月 8日 (金)			
2月10日 (日)			
2月11日 (月)			
2月12日 (火)	9:00～11:30	神代地区全域	神代就業改善センター
2月13日 (水)	9:00～11:30 13:00～16:00		
2月14日 (木)			
2月15日 (金)			
2月17日 (日)			
2月18日 (月)	9:00～11:30		
2月19日 (火)	9:00～11:30 13:00～15:00	上桧木内地区全域	紙風船館
2月20日 (水)	9:00～11:30	桧木内地区全域	桧木内地区公民館
2月21日 (木)	13:00～16:00		
2月22日 (金)	9:00～11:30		
2月24日 (日)	9:00～11:30	西明寺・小山田・門屋・上荒井・ 小渕野・西荒井地区	西木総合開発センター
2月25日 (月)	13:00～16:00		
2月26日 (火)	9:00～11:30		
2月27日 (水)	9:00～11:30		
2月28日 (木)	9:00～11:30 13:00～16:00	中川地区	中川集落センター
3月 1日 (金)	9:00～11:30	白岩・広久内・菌田地区	白岩集落センター
3月 3日 (日)	9:00～11:30 13:00～16:00		
3月 4日 (月)	9:00～11:30 13:00～15:00		
3月 5日 (火)	9:00～11:30	西長野・下延・雲然・八割地区	雲沢集落センター
3月 6日 (水)	13:00～16:00		
3月 7日 (木)	9:00～11:30	角館町内全域	角館交流センター
3月 8日 (金)	9:00～11:30 13:00～16:00		
3月10日 (日)			
3月11日 (月)			
3月12日 (火)			
3月13日 (水)			
3月14日 (木)			
3月15日 (金)			

各会場の初日の午前中は特に混雑しますので、待ち時間が長くなることをご了承ください。
 また、3月8日以降は大変混み合うことが予想されますので、早めの申告をお願いします。
 地区ごとに日程を決めてはいますが、市内どこの会場でも申告可能ですので都合のよい日にご来場ください。